



長野県報

11月24日(木)
令和4年
(2022年)
第359号

目次

規則

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）…………… 1

告示

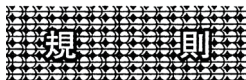
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）…………… 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 2

公告

県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）…………… 2

特定調達契約に係る一般競争入札（道路建設課）…………… 3



産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年11月24日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第6号

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定の見出し中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、当該規定中「第11条の3第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

- (1) 産業教育手当の支給に関する規則（昭和33年長野県教育委員会規則第3号）第3条
- (2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和36年長野県教育委員会規則第1号）第3条

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、この規則による改正後の産業教育手当の支給に関する規則第3条の規定及びこの規則による改正後の定時制通信教育手当の支給に関する規則第3条の規定を適用する。

高校教育課